

## 「長久手市子ども・子育て支援事業計画（案）」について のパブリックコメント実施結果について

長久手市子ども・子育て支援事業計画を策定にするにあたり、市民の皆様からご意見をいただくためにパブリックコメントを実施しました。実施結果については以下のとおりです。

### 1 意見募集案件名

長久手市子ども・子育て支援事業計画（案）

### 2 募集期間

平成27年2月12日（木）から平成27年3月13日（金）まで

### 3 閲覧場所

子育て支援課窓口、市ホームページ、市役所西庁舎1階行政情報コーナー

### 4 募集結果

3名、17件

### 5 提出された意見に対する市の考え方

	意見	市の考え方
1	男女共同参画の視点を踏まえた子育て支援施策を実施すべきではないでしょうか。	本計画64ページの施策の柱3「仕事と子育てを両立するための環境整備」に記載していますが、男女共同参画基本計画の理念に基づいた施策の展開を図ることとしています。
2	男女共同参画の観点から、父親の育児参画を促すことが必要ではないでしょうか。	本計画42ページに、昨年度に実施しました市民向けアンケート調査結果を記載しています。「育児参加の状況」について設問を設けており、「参加してみたい父親教室」についても意向調査をしています。本アンケート結果を踏まえ、施策を実施していきたいと考えています。
3	男女共同参画の観点から、地域の子育て力を高めることが必要ではないでしょうか。	本計画74ページ、基本目標4「地域が一丸となって子育てを支えるまちづくり」に関する施策として、施策の柱1「身近な地域で支え合う子育て支援の充実」を掲げ、地域の子育て力を高める施策を展開していきます。

4	<p>男女共同参画の視点から、待機児童をなくす施策が必要ではないでしょうか。</p>	<p>本計画の79ページ以降に、「2. 量の見込みと確保方策」を記載しており、平成27年度から平成31年度までの教育・保育事業や、放課後児童健全育成事業（児童クラブ・学童保育所）等の量の見込みと、その提供体制について記載しています。次年度以降、これらの進捗状況について確認・検証を行い、計画の成果について「子ども子育て会議」で協議していく予定です。</p>
5	<p>男女共同参画の視点から、母親のネットワークづくりを促進する施策が必要ではないでしょうか。</p>	<p>本計画の65ページ、基本目標2「総合的な子育て支援が充実したまちづくり」に関する施策として、施策の柱1「子育て支援のネットワークづくり」を掲げ、主な事業として、地域子育て支援拠点事業や子育てサークル、子育てボランティアの育成・支援を実施し、ネットワークづくりのための機能強化を図っていきます。</p>
6	<p>男女共同参画の視点から、母親のエンパワーメントを進める施策が必要ではないでしょうか。</p>	<p>上記1～5の施策の推進を通して、母親のエンパワーメントの推進を図っていきたいと考えています。</p> <p>エンパワーメント：対象者が、より内発的な力を持ち、自らをコントロールできること。また自立する力を得ること。</p>
7	<p>P57 「教育・保育サービスの量的拡充」に関して、「認定こども園への移行」を加えてください（今後の重要な施策だと考えます。）。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、「認定こども園への移行の検討」を加えました。</p>
8	<p>P57 「障がいのある児童とその家族への支援の充実」に関して、「障がい児保育」を「障がいのある児童を対象とした相談支援事業の強化」に替えてください（より重要だと思います。）。</p>	<p>新たに「障がいのある児童を対象とした相談支援事業の強化」を加えました。</p>

9	<p>P 5 7 「ひとり親家庭への支援の充実」に関して、「就業支援」を「母子・父子家庭等の親への就業支援」としてください。</p>	<p>ご指摘のとおり「母子・父子家庭等の親への就業支援」に修正しました。</p>
10	<p>P 6 6 「障がい者自立支援協議会」について、設置目的、委員構成等の説明が必要です。</p>	<p>6 6 ページの欄外に「障がい者自立支援協議会」の説明を加えました。</p>
11	<p>P 6 7 「児童発達支援センターの整備」について、就学前児童への発達支援は本市の弱点分野であり、支援センターの整備は喫緊の課題だと思います。具体化を急いでください。</p>	<p>本計画は平成 2 7 年度から平成 3 1 年度までの 5 年間の計画です。本計画に掲載している事業については、計画期間内の目標達成を目指していきたいと考えています。</p>
12	<p>字句の修正について  (1) P 5 9 5 行目  基本施策「②教育・保育サービスの質的<u>拡充</u>」  ⇒「質的<u>充実</u>」  (2) P 7 0 1 4 行目  <u>妊婦に交付する親子(母子)健康手帳の交付の際に</u>  ⇒ 親子(母子)健康手帳を妊婦に交付する際に  (3) P 7 2 2 行目  <u>どの時期に対しても健やかな発達の促進のために</u>  ⇒ 子育てのどの時期においても健やかな発達が促進できるように</p>	<p>(1) ご指摘を踏まえ、国が示す直近の表現である「質の向上」に修正しました。  (2) 「親子(母子)健康手帳を妊婦に交付する際に」に修正しました。  (3) 「子育てのどの時期においても健やかな発達が促進できるように」に修正しました。</p>

	(4)P 7 9 7行目 <u>量的な充足と質的な拡充</u> ⇒ 量的な拡充と質的な 充実	(4) ご指摘を踏まえ、国が示す直近の表現 である「量的な拡充と質の向上」に修正 しました。
13	「保育所の入園基準」につい て、妊娠、出産を理由とする 入園期間の延長を望みます。	産前産後による保育所の入所基準は、出 産予定月を中心に5か月間となっております が、体調不良などで入所を希望される場 合には、疾病なども保育所の入所要件とな るため、ご相談ください。ただし、保育所 の空き状況によっては入所できないことが あるため、今後も保育所を利用いただき やすくなるよう、待機児童の解消に一層 努めてまいります。
14	「保育所の一時預かり」基準 について、月1回のみ等の利用 等、回数を限定することで、 母親の育児疲れの解消にも利 用できないでしょうか。	現在、市の一時預かり事業は、就労など によりご利用いただく方で多くの日が定員 に達しており、ご指摘いただきましたとお り、リフレッシュなどでご利用いただい ておりません。 保育所での一時預かり事業は、平成25 年度当初の2園から実施園を増やし、平成 27年度にはさらに1園増加し5園となる 予定です。今後のご意見を踏まえ、一時保 育の利用状況をみながら、リフレッシュ利 用についても検討していきます。 なお、リフレッシュ利用については、フ ァミリー・サポート・センター事業の活用 が可能となっています。
15	「保育所地域活動事業（たけ のこクラブ）」について、家庭 で育児をしている親は、保育 所に子どもが入所している親 に比べて他人との関わりが少 ないため、子育て情報の提供 や相談、友達づくりができる よう、保育士の配置をしてい ただけないでしょうか。	ご意見を踏まえ、今後の事業実施の参考 とさせていただきます。 なお、たけのこクラブの活動には、保育 士を複数配置していますので、是非お気軽 にご相談ください。

16	<p>「産前産後サービス」について、本市には転入者が多く、両親の助けが得られない方が多くおられますが、最初の育児をスムーズにスタートさせることが、今後の育児にも影響をもたらすと思うので、名古屋市同様、給付の対象にしていただけないでしょうか。</p>	<p>産前・産後ヘルパー派遣事業として、核家族等で身内の支援が受けられない世帯については、派遣対象にしていきます。</p>
17	<p>未満児を2人以上核家族で育てている方への支援について</p> <p>(1) 買い物をした際の送料の補助をしていただけるとよいのではないのでしょうか。</p> <p>(2) 1人が病気になった際、もう1人の緊急託児を、保育所やファミリーサポートで、補助金を付けて対応いただけるとよいのではないのでしょうか。</p>	<p>(1) 現在のところ、ご意見をいただきました送料に対する補助金の交付は考えておりません。</p> <p>(2) 保育所や、ファミリー・サポート・センター事業の運営費には、国からの補助金が交付されていることから、利用者に対する直接的な補助金は考えておりません。なお、国からの補助金は、平成27年度以降につきましても新制度において継続される予定です。</p>